

市第18号議案

横浜市斎場条例の一部改正

横浜市斎場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市斎場条例の一部を改正する条例

横浜市斎場条例（昭和55年 3 月横浜市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「ため」を「ため等」に改め、同条第 2 項中「位置」の次に「並びに斎場に置く施設」を加える。

第 2 条第 5 項中「第12条第 1 項」を「第10条第 1 項」に改める。

第 5 条第 1 項中「斎場」の次に「の施設」を加え、「次項」を「以下この条及び第 9 条」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 市長は、斎場の施設（火葬炉を除く。第 9 条において同じ。）

の使用が次のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

- (1) 斎場又はその周辺における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 斎場の設置の目的に反するとき。
- (3) 斎場の管理上支障があるとき。

第 6 条第 1 項中「。）」の次に「の施設」を加え、同条第 2 項ただし書中「は」の次に「、小動物の焼却施設の使用料を除き」を加える。

第 7 条第 1 項中「斎場」の次に「の施設」を加え、同条第 2 項中

「別表第 2 の 2」を「別表第 3」に改める。

第 8 条第 1 項中「斎場」の次に「の施設（火葬炉に限る。次項において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「斎場」の次に「の施設」を加える。

第 9 条を削る。

第 10 条中「前条第 2 項」を「第 5 条第 1 項の規定により斎場の施設の使用」に、「ときは、葬祭ホールの使用許可」を「場合は、当該許可」に改め、同条第 1 号中「前条第 4 項各号」を「第 5 条第 3 項各号」に改め、同条を第 9 条とする。

第 11 条を削り、第 12 条を第 10 条とし、第 13 条を第 11 条とする。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 1 条第 2 項）

名 称	位 置	施 設
横浜市東部斎場	横浜市鶴見区	火葬炉、休憩室、葬祭ホール及び霊安室
横浜市久保山斎場	横浜市西区	火葬炉及び休憩室
横浜市南部斎場	横浜市金沢区	火葬炉、休憩室及び葬祭ホール
横浜市北部斎場	横浜市緑区	火葬炉、休憩室及び葬祭ホール
横浜市戸塚斎場	横浜市戸塚区	火葬炉、休憩室、葬祭ホール及び小動物の焼却施設

別表第 1 の 2 中

「横浜市久保山斎場」

を

「横浜市東部斎場

横浜市久保山斎場」

に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 6 条第 1 項）

種 別			使 用 料	
			市 内	市 外
横浜市南部斎場	火葬炉	10 歳以上	12,000 円	50,000 円
		10 歳未満	8,000 円	34,000 円
		死胎	2,400 円	10,000 円
		人体の一部	2,400 円	10,000 円
	休憩室	40 人用	5,000 円	7,500 円
		20 人用	2,500 円	3,750 円
	葬祭ホール	通夜	25,000 円	37,500 円
		告別式		
		通夜又は告別式に準ずるもの		
横浜市北部斎場	火葬炉	10 歳以上	12,000 円	50,000 円
		10 歳未満	8,000 円	34,000 円
		死胎	2,400 円	10,000 円
		人体の一部	2,400 円	10,000 円
	休憩室	40 人用	5,000 円	7,500 円
		20 人用	2,500 円	3,750 円
	葬祭ホール	通夜	ホール 40,000 円 大ホール 110,000 円	ホール 60,000 円 大ホール 165,000 円
		告別式		
		通夜又は告別式に準ずるもの		

横浜市戸塚斎場	火葬炉	10 歳以上		12,000円	50,000 円
		10 歳未満		8,000円	34,000 円
		死胎		2,400円	10,000 円
		人体の一部		2,400円	10,000 円
	休憩室	40 人用		5,000円	7,500 円
		20 人用		2,500円	3,750 円
	葬祭ホール	通夜		25,000円	37,500 円
		告別式			
		通夜又は告別式に準ずるもの			
	小動物の焼却施設	個別焼却	25 キログラム以上 50 キログラム未満のもの	1 頭（匹）につき 30,000 円	
			5 キログラム以上 25 キログラム未満のもの	1 頭（匹）につき 25,000 円	
			1 キログラム以上 5 キログラム未満のもの	1 頭（匹）につき 20,000 円	
1 キログラム未満のもの			1 頭（匹）につき 10,000 円		
合同焼却		1 頭（匹）につき 3,000 円			

(備考)

- 1 「市内」とは、死亡者にあつてはその死亡時の住所が、死胎にあつてはその死産時の父又は母の住所が、人体の一部にあつてはその者の住所が、小動物の焼却にあつてはその小動物を保有する者の住所が横浜市内にある場合をいい、「市外」とは、それ以外の場合をいう。
- 2 50キログラム以上の動物の個別焼却並びに焼却炉に入れることのできない形状の動物及び動物を保有する者の住所が横浜市外にある場合における当該動物の焼却は、行わない。

別表第 2 の 2 を削る。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3 (第 7 条第 2 項)

種 別			利 用 料 金	
			市 内	市 外
横浜市東部斎場	火葬炉	10 歳以上	12,000円	50,000円
		10 歳未満	8,000円	34,000円
		死胎	2,400円	10,000円
		人体の一部	2,400円	10,000円
	休憩室	40 人用	5,000円	7,500円
	葬祭ホール	通夜	小ホール 15,000円	小ホール 22,500円
		告別式	ホール 35,000円	ホール 52,500円
		通夜又は告別式に準ずるもの	大ホール 70,000円	大ホール 105,000円

	霊安室		1 日につき 3,500 円	1 日につき 10,000 円
横浜市久保山斎場	火葬炉	10 歳以上	12,000 円	50,000 円
		10 歳未満	8,000 円	34,000 円
		死胎	2,400 円	10,000 円
		人体の一部	2,400 円	10,000 円
	休憩室	40 人用	5,000 円	7,500 円

(備考)

「市内」とは、死亡者にあつてはその死亡時の住所が、死胎にあつてはその死産時の父又は母の住所が、人体の一部にあつてはその者の住所が横浜市内にある場合をいい、「市外」とは、それ以外の場合をいう。

別表第 4 を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市斎場条例の規定に基づく横浜市東部斎場を供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提 案 理 由

横浜市東部斎場を設置するとともに、指定管理者に管理を行わせる等のため、横浜市斎場条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市斎場条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（設置）

第 1 条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）に基づく火葬を行うため等の施設として、横浜市に斎場を設置する。

2 斎場の名称及び位置並びに斎場に置く施設は、別表第 1 のとおりとする。

（指定管理者の指定等）

第 2 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

5 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 10 条第 1 項
第 12 条第 1 項に規定する横浜市斎場指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（使用許可）

第 5 条 斎場の施設を使用しようとする者は、市長（第 2 条第 1 項の規定により同項第 1 号に掲げる業務を指定管理者に行わせる場合にあっては、当該指定管理者。以下この条及び第 9 条
次項において同じ。）の許可を受けなければならない。

（第 2 項省略）

3 市長は、斎場の施設（火葬炉を除く。第 9 条において同じ。）
の使用が次のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないもの
とする。

(1) 斎場又はその周辺における秩序を乱し、又は公益を害するお

それがあるとき。

(2) 斎場の設置の目的に反するとき。

(3) 斎場の管理上支障があるとき。

(使用料)

第 6 条 前条第 1 項の規定により斎場（別表第 1 の 2 に掲げる斎場を除く。）の施設の使用の許可を受けた者は、別表第 2 に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特に理由があると認める場合は、小動物の焼却施設の使用料を除き、この限りでない。

(第 3 項省略)

(利用料金)

第 7 条 第 5 条第 1 項の規定により別表第 1 の 2 に掲げる斎場の施設の使用の許可を受けた者は、指定管理者に対し、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第 3に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(第 3 項及び第 4 項省略)

(焼骨の引取り等)

第 8 条 斎場の施設（火葬炉に限る。次項において同じ。）を使用した者は、焼骨を引き取らなければならない。

2 市長は、斎場の施設を使用した者がその日のうちに焼骨を引き取らないときは、仮埋蔵等の必要な措置を行うことができる。

(葬祭ホール)

第 9 条 横浜市南部斎場、横浜市北部斎場及び横浜市戸塚斎場に、
通夜及び告別式（これらに準ずるものを含む。）を行うための施設として、葬祭ホールを置く。

2 葬祭ホールを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前項の許可に葬祭ホールの管理上必要な条件を付けることができる。

4 市長は、葬祭ホールの使用が次のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないものとする。

(1) 斎場又はその周辺における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(2) 斎場の設置の目的に反するとき。

(3) 斎場の管理上支障があるとき。

5 第 2 項の許可を受けた者は、別表第 3 に定める使用料を納付しなければならない。

6 第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の使用料について準用する。

（使用許可の取消し等）

第 9 条 市長は、第 5 条第 1 項の規定により斎場の施設の使用の許可
第 10 条 前条第 2 項

可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、当該許可
ときは、葬祭ホールの使用許可を取り消し、又は使用を制限することができる。

(1) 第 5 条第 3 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
前条第 4 項各号

（第 2 号及び第 3 号省略）

（小動物の焼却施設）

第 11 条 横浜市戸塚斎場に、小動物の焼却施設を置く。

2 第 5 条の規定は、前項の施設の使用について準用する。

3 前項の規定において準用する第 5 条第 1 項の規定により使用の許可を受けた者は、別表第 4 に定める使用料を前納しなければならない。

(横浜市斎場指定管理者選定評価委員会)

第 10 条 (本文省略)
第 12 条

(委任)

第 11 条 (本文省略)
第 13 条

別表第 1 (第 1 条第 2 項)

名 称	位 置	施 設
横浜市東部斎場	横浜市鶴見区	火葬炉、休憩室、葬祭ホール及び霊安室
横浜市久保山斎場	横浜市西区	火葬炉及び休憩室
横浜市南部斎場	横浜市金沢区	火葬炉、休憩室及び葬祭ホール
横浜市北部斎場	横浜市緑区	火葬炉、休憩室及び葬祭ホール
横浜市戸塚斎場	横浜市戸塚区	火葬炉、休憩室、葬祭ホール及び小動物の焼却施設

名 称	位 置
横浜市久保山斎場	横浜市西区
横浜市南部斎場	横浜市金沢区
横浜市北部斎場	横浜市緑区
横浜市戸塚斎場	横浜市戸塚区

別表第 1 の 2 (第 2 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項)

横浜市東部斎場

横浜市久保山斎場

別表第 2 (第 6 条第 1 項)

種 別			使 用 料	
			市 内	市 外
横浜市南部斎場	火葬炉	10 歳以上	12,000円	50,000 円
		10 歳未満	8,000円	34,000 円
		死胎	2,400円	10,000 円
		人体の一部	2,400円	10,000 円
	休憩室	40 人用	5,000円	7,500 円
		20 人用	2,500円	3,750 円
	葬祭ホール	通夜	25,000円	37,500 円
		告別式		
		通夜又は告別式に準ずるもの		
横浜市北部斎場	火葬炉	10 歳以上	12,000円	50,000 円
		10 歳未満	8,000円	34,000 円
		死胎	2,400円	10,000 円
		人体の一部	2,400円	10,000 円
	休憩室	40 人用	5,000円	7,500 円
		20 人用	2,500円	3,750 円
	葬祭ホール	通夜	ホール	ホール
		告別式	40,000円	60,000円
		通夜又は告別式に準ずるもの	大ホール 110,000円	大ホール 165,000 円

横浜市戸塚斎場	火葬炉	10 歳以上		12, 000円	50, 000 円
		10 歳未満		8, 000円	34, 000 円
		死胎		2, 400円	10, 000 円
		人体の一部		2, 400円	10, 000 円
	休憩室	40 人用		5, 000円	7, 500 円
		20 人用		2, 500円	3, 750 円
	葬祭ホール	通夜		25, 000円	37, 500 円
		告別式			
		通夜又は告別式に準ずるもの			
	小動物の焼却施設	個別焼却	25 キログラム以上 50 キログラム未満のもの	1 頭（匹）につき 30, 000 円	
			5 キログラム以上 25 キログラム未満のもの	1 頭（匹）につき 25, 000 円	
			1 キログラム以上 5 キログラム未満のもの	1 頭（匹）につき 20, 000 円	
1 キログラム未満のもの			1 頭（匹）につき 10, 000 円		
合同焼却		1 頭（匹）につき 3, 000 円			

(備考)

- 1 「市内」とは、死亡者にあつてはその死亡時の住所が、死胎にあつてはその死産時の父又は母の住所が、人体の一部にあつてはその者の住所が、小動物の焼却にあつてはその小動物を保有する者の住所が横浜市内にある場合をいい、「市外」とは、それ以外の場合をいう。
- 2 50キログラム以上の動物の個別焼却並びに焼却炉に入れることのできない形状の動物及び動物を保有する者の住所が横浜市外にある場合における当該動物の焼却は、行わない。

種別		市内・市外	市 内	市 外
火葬炉	10歳以上		12,000円	50,000円
	10歳未満		8,000円	34,000円
	死胎		2,400円	10,000円
	人体の一部		2,400円	10,000円
休憩室	40人用		5,000円	7,500円
	20人用		2,500円	3,750円

(備考)

「市内」とは、死亡者にあつてはその死亡時の住所が、死胎にあつてはその死産時の父又は母の住所が、人体の一部にあつてはその者の住所が横浜市内にある場合をいい、「市外」とはそれ以外の場合をいう。

別表第 2 の 2 (第 7 条第 2 項)

種別			市内・市外	市 内	市 外
横浜市久保山斎場	火葬炉	10歳以上		12,000円	50,000円
		10歳未満		8,000円	34,000円
		死胎		2,400円	10,000円
		人体の一部		2,400円	10,000円
	休憩室	40人用		5,000円	7,500円

(備考)

「市内」とは、死亡者にあつてはその死亡時の住所が、死胎にあつてはその死産時の父又は母の住所が、人体の一部にあつてはその者の住所が横浜市内にある場合をいい、「市外」とはそれ以外の場合をいう。

別表第 3 (第 7 条第 2 項)
(第 9 条第 5 項)

種 別			利 用 料 金	
			市 内	市 外
横浜市東部斎場	火葬炉	10 歳以上	12,000円	50,000円
		10 歳未満	8,000円	34,000円
		死胎	2,400円	10,000円
		人体の一部	2,400円	10,000円
	休憩室	40 人用	5,000円	7,500円
	葬祭ホール	通夜	小ホール 15,000円	小ホール 22,500円
		告別式	ホール	ホール

		通夜又は告別式に準ずるもの	35,000円 大ホール 70,000円	52,500円 大ホール 105,000円
	霊安室		1 日につき 3,500 円	1 日につき 10,000 円
横浜市久保山斎場	火葬炉	10 歳以上	12,000 円	50,000 円
		10 歳未満	8,000 円	34,000 円
		死胎	2,400 円	10,000 円
		人体の一部	2,400 円	10,000 円
	休憩室	40 人用	5,000 円	7,500 円

(備 考)

「市内」とは、死亡者にあつてはその死亡時の住所が、死胎にあつてはその死産時の父又は母の住所が、人体の一部にあつてはその者の住所が横浜市内にある場合をいい、「市外」とは、それ以外の場合をいう。

種別		市内・市外	市 内	市 外
横浜市南部斎場 及び横浜市戸塚 斎場	通夜		25,000 円	37,500 円
	告別式			
	通夜又は告別式に準ずるもの			
横浜市北部斎場	通夜		ホール 40,000 円 大ホール 110,000 円	ホール 60,000 円 大ホール 165,000 円
	告別式			
	通夜又は告別式に準ずるもの			

(備 考)

「市内」とは、死亡者にあつてはその死亡時の住所が、死

胎にあってはその死産時の父又は母の住所が横浜市内にある
場合をいい、「市外」とはそれ以外の場合をいう。

別表第 4（第 11 条第 3 項）

焼却の種類 重量別	個別焼却		合同焼却	
	単 位	金 額	単 位	金 額
50 キログラム以上のもの			1 頭（匹）	3,000 円
25 キログラム以上 50 キログラム未満のもの	1 頭（匹）	30,000 円		
5 キログラム以上 25 キログラム未満のもの	1 頭（匹）	25,000 円		
1 キログラム以上 5 キログラム未満のもの	1 頭（匹）	20,000 円		
1 キログラム未満のもの	1 頭（匹）	10,000 円		

（備考）

50 キログラム以上の動物の個別焼却及び焼却炉に入れることのできない形状の動物の焼却は、行わない。